

## 日・韓医療保険制度の比較分析

金明中<sup>1</sup>

慶應義塾大学大学院経済学研究科博士後期課程

### I. はじめに

本研究では日本と韓国の医療保険制度を歴史的・制度的な観点から比較・分析することをその目的とする。さらに、最近両国の間でその関心が高まっている医療費の増加要因を分析することによって韓国における介護保険制度の導入可能性を検討する。

### II. 日・韓医療制度比較分析

日本と韓国の医療保険制度は、社会保険方式という同じ母体から出発しているものの、各国の政治・社会的な特性等によって、異なる形態で発展した。日本では1898年に内務省が起草した「疾病保険法」に基づいて1922年に健康保険法を制定し1927年から常時10人以上の工場労働者を対象に健康保険法を全面的に実施した。一方、韓国では軍事政府の下で1963年に医療保険法が制定されたものの、当時の経済情勢が好ましくなかったことと任意方式を基本としたため加入率が伸びず、全面的な実施は1977年まで先送りされることになった。本章では日・韓医療保険制度を歴史的、制度的観点から比較分析する。さらに、OECDのHealth Data 2005を用いて両国の医療関連データをより深く比較する。表1と表2はその一部である。

表1 日本と韓国の医療保険制度比較

区分	日本	韓国
医療保険類型	社会保険方式 (NHI)	社会保険方式 (NHI)
制度の背景	ドイツ	日本とアメリカ
医療保険法の制定	1922年	1963年
医療保険制度の実施年度	1927年	1977年
国民皆保険制度の実施年度	1961年	1989年
国民皆保険制度までの期間	34年	12年
保険料率	4.126~9.1%	4.21%(2004年1月1日から)
被用者の保険料納付	労使折半	労使折半
診療時の自己負担率	30%	外来：診療費総額の30~50% 入院：20%
加入対象	すべての国民 (強制加入)	すべての国民 (強制加入)
医療保険組合の種類	政府管掌健康保険 組合管掌健康保険 船員保険 各種共済保険 国民健康保険	地域保険、職場保険、 公・教保険が 2000年7月1日 ⇒ 国民健康管理公団に統合
給付種類	現物給付+現金給付	現物給付+現金給付
財源	保険料+公費負担 (政管：国庫負担13%) (国保：国庫50%)	保険料+公費負担
国公立病院の割合	27.4%	11.3%

資料出所) 韓国:保健福祉部『保健福祉白書』2004、日本:厚生労働省『目で見える医療保険白書』平成16年版

表2 OECD Health Data による日・韓比較

<sup>1</sup> kmj3502@hotmail.com

単位: US\$(PPP基準)、%、日

項目	一人あたりGDP	一人あたり社会支出	一人あたり公的医療費	65歳以上高齢化率	平均入院日数
基準年度	(2003年)	(2001年)	(2001年)	(2003年)	(2003年)
日本	28,395	4,519	1,672	19.0%	36.4日
韓国	19,274	937	496	8.3%	13.5日

資料出所) OECD Health Data 2005

### Ⅲ. 日本と韓国における医療費増加要因分析

医療費増加の要因としては、人口の増加と高齢者の増加による医療需要の量的増加<sup>2</sup>、物価上昇及び診療報酬改訂、そして高価医療設備の増加などによる医療供給価格の上昇、所得増加と生活水準向上による医療機関利用の増加などがあげられる。既存の先行研究では人口の高齢化と所得構造の変化は医療費支出に対する弾力性が高いことを示している。日本の場合、65歳以上の高齢者の医療費増加は、2000年4月の介護保険制度導入の直接的な契機となり、現在は全体医療費の半分近くを占めている。一方、韓国は、まだ日本のような高齢社会には到達していないものの、高齢化のスピードが加速化するとともに高齢者の医療費が毎年大きく増加している。例えば、高齢化率4.9%であった1990年の高齢者診療費は全体診療費の13.3%を占めていたものの、高齢化率が6.1%に上昇した1996年にはその割合が20.4%まで急上昇した。しかし、いくらその割合が弾力的に反応しているとしても外形的な数値のみで医療費上昇の多くの部分を高齢者医療費に押し付けることはあまり望ましい方法ではない。従って、本章では高齢者医療費と他の医療費上昇要因の関連性を把握しながら、すでに高齢社会に到達している日本と高齢化の道を歩んでいる韓国の間でどのような類似点と相違点が表れるのかを分析する。

### Ⅳ 結論

日本と韓国の医療保険制度は同じ社会保険方式を採択しているものの、各国の社会・政治・経済的な状況によって異なった形で定着することになる。医療費は人口の増加と高齢化などの医療需要の量的増加要因と医療供給要素の価格上昇、所得増加と生活水準向上による医療に関する関心と選好の変化などに影響を受けていると判断される。本研究は日本と韓国の医療保険制度を比較・分析することによって韓国の高齢者医療保障制度の現実を把握し、将来韓国社会が志向すべき目標点を提示したという点で大きな意義があると考えられる。今後は、介護保険に関する時系列データを用いて実証分析することによって高齢者医療費と社会的入院などの傾向をより詳しく研究していきたい。それにより介護保険の問題点を把握し、政策の改善点をより明確に検証することができると思われる。また、将来、韓国に介護保険制度が導入・実施された後、韓国の高齢者医療保障政策の変化と両国の高齢者医療保障制度に対する比較・分析を行っていきたい。

**\*分析内容の詳細とその結果、そして参考文献につきましては、学会当日に配布させていただきます。**

<sup>2</sup> 年齢別一人当たり平均医療費は年齢に対してU字型(U-shape curve)の曲線を描いている。

# 主要統計から見た地域間格差の日韓比較

横浜市立大学 政策経営コース

鞠 重鎬 (クック ジェンホ)

kook@yokohama-cu.ac.jp

## 「要旨」

本稿では、地域内総生産（GRDP：Gross Regional Domestic Product）、産業構造、消費支出、資本形成、法人数、雇用者数などの主要経済統計や、国税・地方税などの税負担統計を用いて、地域経済に関する日韓両国の相違点と類似点について調べる。

韓国では1997年末経済（金融）危機が起き、危機前の1万1千ドルを越えた一人当り国内総生産（GDP）は、1998年には7千5百ドルを下回る位まで落ち込んだ。その結果、日本との一人当りGDPの格差が1998年4.2倍にのぼることになった。その後、韓国は経済構造改革を推進し経済危機を乗り越えることになったが、日本は1990年代初頭のバブル崩壊以降12～3年間経済低迷が続いたこともあり、2001年には両国の経済格差も3.2倍に縮まり、経済危機以前の水準にほとんど戻っている。2004年には一人当たりのGDP格差がおよそ2.6倍となり、経済危機以前よりも縮小するが依然として韓国が日本よりも地域間格差が激しい。この結果は、法人数や雇用者数の地域間分布、国税や地方税負担などの主要統計に基づいて検証しても当てはまる。特に、ソウルや首都圏への集中が日本よりも非常に高い。例えば、ソウル特別市を囲んだ首都圏の韓国の人口は、総人口の46.4%にのぼるのに対し（2001年）、日本の首都圏への人口集中は26.4%（2001年）であり、韓国の首都圏への集中が非常に目立っている。両国ともに、法人数や法人税・所得税の分布は人口の格差よりも激しいが、東京都への集中度よりもソウル特別市への集中の度合いが非常に高い。

韓国の一人当りの地域内総生産（GRDP）の統計を用いると、蔚山<sup>ウサン</sup>広域市が最も豊かな地域となり、ソウルは平均とそれほど差がないように現れる。一人当りのGRDPが最も低い地域は大邱<sup>テグ</sup>広域市となるが、韓国の場合、首都圏に次いで産業化が進んだ地域は、東南部に位置する釜山<sup>プサン</sup>広域市と大邱広域市である。これらの地域に比べ、韓国東部の江原道<sup>カンウォンド</sup>、西南部の忠清道<sup>チュンチョンド</sup>、全羅道<sup>チョルラド</sup>等の地域は、比較的産業化が遅れている地域である。このように、GRDPの統計は韓国の地域間格差を表す変数としては適切ではないことがわかる。日本の場合には、韓国とは異なり、東京都が一人当りのGRDPが最も高く現れる地域である。しかし、日本の場合においても、法人数や法人税などの東京都への集中度は、GRDPの東京都への集中の度合いよりも激しい。両国において地域所得に関する統計が集計されていないことを考慮し、間接的に所得税（源泉徴収分）の負担を用いて地域間分布を計算すると、ソウルは全体のおよそ60%、東京は30%を徴収している。要するに首都への所得集中度は、韓国が日

本より 2 倍高い水準であると言えよう。

国税の場合には韓国が日本よりも地域間格差が激しいが、地方税の地域間分布を見ると、日本が韓国の地域間分布よりも激しい。その理由は、日本の地方税が、景気変動に敏感に反応する住民税や法人所得に課税する法人事業税という地方所得課税の割合が高いのに対して、韓国の場合には日本に比べ、地方所得課税の割合が低い税体系となっているからである。一方、地方税に移転財源を加えると、地域間格差の実態は地方税のみを見たときとは一変する。地方税に移転財源を加えると韓国の場合には、むしろ地域間格差が大きくなるのに対し、日本の場合地域間格差は小さくなる。これは、韓国では地方税が地方歳入に占める割合が小さく（2 割自治：地方歳入のうち地方税収の割合が 20% 台）、地方税の地域間格差がそれほど大きくないため、移転財源が地域間格差を生じさせる変数となっていることを意味する。一方、日本は 3 割自治とはいえ、上述したように韓国に比べ地方税の地域間分布が激しいこともあり、移転財源が地域間格差を縮小する変数としての役割を果たしている。

本稿では日韓両国の地域間格差の比較から見た実態分析（fact finding）に焦点を当てているため、規範的にその示唆点を導くには限界がある。さらに、本稿はモデル設定に基づいた厳密な分析ではないため、主張の厳密さが欠けている。本稿では、両国比較の観点から見たときの地域経済に係わる問題点や止揚すべき点として、以下の三つを指摘している。まず、的確な地域経済政策のためにも、両国の地域所得に関する統計の整備が求められている。両国においては、地域所得に関する統計を公表していないため、地域間格差の実態を調べるにはその限界が大きい。特に、韓国の場合「生産」面と「所得」・「消費」面におけるズレが大きいため、韓国の GRDP 統計は、地域間の経済格差の実態を正しく反映しない恐れがある。

次に、今後両国において、「国家均衡発展」と「自主的な地域発展」とを考慮した社会厚生を高めるには、財政調整における「国による曖昧な裁量余地の排除と地方の財政責任性の徹底」が要求される。日本の場合、財政調整における国による曖昧な裁量余地と地方のコスト意識の欠如が最も深刻な問題となっている。韓国でも最近、「国家均衡発展政策」が経済政策の最重要課題として浮き彫りしている。今後両国において、「国家均衡発展」と「自主的な地域づくり」とが互いに噛み合っていくためには、財源保障という名の下での国による曖昧な裁量余地の排除（または制限）とともに、地方の財政責任性の追及措置の確保が重要であろう。

最後に、上記の指摘と関連し、地域経済政策の基調は「国家均衡発展政策」ではなく、「均衡政策」による地域発展にすべきであるということである。国土や地域発展には、国による地域のインフラ整備政策とともに地域独自の責任を伴う経済政策をも重視した「均衡政策」が求められていると言えよう。